

申3号「乗務員の業務等の見直し」に関する申し入れを提出 乗務員の業務に関する 新潟支社社長の認識を質す

中央本部は9月15日に「乗務員の業務等の見直し」について、経営側より「乗務員の業務等の見直しについて」の提案を受けました。

これまで新潟地本は運用行路表に指定された労働時間や、乗務員勤務制度を含む乗務員の業務に関する課題について団体交渉

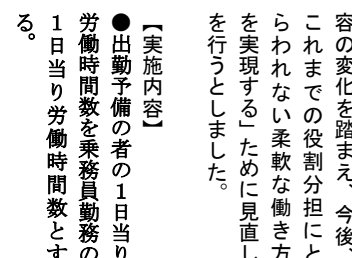
■申3号 申し入れ項目

1. 新潟支社において「早目出場(3分)」のための労働時間が3分付加されているのか明らかにすること。
2. 「早目出場の見直し」に伴い新潟支社においてモデル時間から減じる時分があるのか明らかにすること。
3. 新潟支社において「発車看視(2分)」の労働時間が2分付加されているのか明らかにすること。
4. 「発車看視」の廃止に伴い新潟支社においてモデル時間から減じる時分があるのか明らかにすること。
5. 新潟支社管内の各先行地の運転士の折り返し時間に発前と着後に1分の差がある理由を明らかにすること。
6. 新潟支社における「入区点検」の指導内容を明らかにすること。



中央本部は9月15日、交渉を通じて新潟支社と議論を積み重ねてきました。今回の提案は、これまでの団体交渉で整理を図ってきた議論に影響を与えてきたこと、また、新潟地本は9月28日、申3号「乗務員の業務等の見直し」に関する申し入れを提出しました。

7. 「入区点検」に要する作業時分を車種・編成両数による違いを含めて明らかにすること。またその時分を減じるのか明らかにすること。
8. 「点呼箇所と休養室間の移動時間」を労働時間とする場合の新潟支社の考え方を明らかにすること。
9. 「吉田において乗泊を利用し、対面点呼を行う場合」「女性車掌が吉田駅で乗泊を利用した場合」に付加される4分が設定されている理由を明らかにすること。
10. 新潟支社において「起床点呼後における付加時間(5分)」を設けている理由を明らかにすること。
11. 「新潟車両センターの乗泊を利用した場合における点呼時間は覚醒5分後とする」とした理由を明らかにすること。また、この記載における「覚醒」とは何か明らかにすること。
12. 新潟支社において「起床点呼後における付加時間(5分)」の一部見直しにすること。



によりモデル時間から5分減じるのか明らかにすること。

13. 新潟支社において「帰着点呼(車掌)」についての指導及び区所別の実態を明らかにすること。

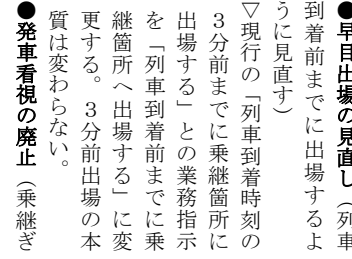
14. 新潟支社において「帰着点呼(車掌)」の作業時分を明らかにすること。またその時分を減じるのか明らかにすること。

15. 現行、車掌の出場時間の基準を明らかにすること。

16. 新潟支社の「準備時間」「折り返し時間」「整理時間」のモデル時間算出にあたり、積み上げられた作業及び労働時間を作業別に明らかにすること。

17. 新潟支社におけるモデル時間の算出方法を明らかにすること。

18. 「乗務員の業務等の見直し」について「本部団体交渉における提案のポイント」
19. 中央本部は9月15日、経営側より「乗務員の業務等の見直し」について「技術革新や業務内容の変化を踏まえ、今後、これまでの役割分担にとらわれない柔軟な働き方を実現する」ために見直しを行うとしました。



安心して使用できる 環境の整備を求める

新潟駅西口乗務員連絡所の新型コロナウイルス感染防止対策を求める申し入れ提出

新潟地本は7月15日に行った申11号「新型コロナウイルス感染防止に対する職場の環境整備に関する申し入れ」の団体交渉において、新潟駅西口乗務員

連絡所の新型コロナウイルス感染防止のための環境整備について議論を行いました。

交渉において新潟支社は「しかるべき対応を検討中」との回答を示しましたが、今日段階においても具体的な対策は実施されていません。

その様な中で西口乗務員連絡所に関して「輸送障害等の異常時に使用する場所であり、通常時は使用しない場所」「通常時に使用することのないようお願いします」とした文書が7月20日付で各運輸区一斉に掲示されました。

掲示が行われて以降に発生した輸送障害等の異常時には、次列車との間合いが僅少となったことや、当直からの指示待ち、情報知得等のために西口乗務員連絡所が混み合う事態が発生しています。

新潟地本は、輸送障害等の異常時においても新型コロナウイルス感染防止を徹底しつつ、安全・安定輸送が提供できる労働環境を求め、9月28日、申2号「新潟駅西口乗務員連絡所の新型コロナウイルス感染防止対策を求める申し入れ」を提出しました。

1. 新潟駅西口乗務員連絡所に新型コロナウイルス感染防止対策を講じることを。
2. 申2号申し入れ項目

1. 一部職場で労働時間調整のために短い拘束時間の出勤準備勤務があったが、7時間10分の乗務員勤務に統一する。

2. 「その他」

3. 「早目出場の見直し(列車到着前までに出場するよう見直し)」

4. 「現行の「列車到着時刻の3分前までに乗継箇所に出場する」との業務指示を「列車到着前までに乗継箇所へ出場する」に変更する。3分前出場の本質は変わらない。

5. 「発車看視の廃止(乗継ぎ

後に乗務員が行っている発車看視を廃止する)

6. 「現行では「乗継ぎ後、列車が乗継箇所を通過後にその場を離れることができない(停車時間が2分以上の場合)は看視義務なし」としているが「乗継ぎ後、その場を離れることができない」に変更する。

7. 「入区点検の見直し(運転士が行っている入区点検を留置手配に改める)」

8. 「入区点検項目の「在姿勢態確認を廃止」「留置手配」に名称を変更する。睡眠を目的とする休憩時間の見直し)」

9. 「いわゆる「覚醒時間」と

1. 呼ばれる業務指示のない5分間を労働時間として計上しない。
2. 「帰着点呼の廃止(車掌が行っている帰着点呼を廃止する)」
3. 「車掌の帰着点呼が終了点呼と重複していることから廃止する。退区時間が早まると考えている。

【実施期日】令和3年度末ダイヤ改正予定

